

第23回青森県環境審議会

日時：平成27年9月14日（月）

午後1時30分～午後3時30分

場所：青森国際ホテル2階「春秋の間」

（司会）

開会に先立ちまして、本日の配付資料について確認させていただきます。

お手元に配付資料一覧、諮問書写し、会議次第、出席者名簿、席図、説明資料を配付しています。

また、説明資料は諮問案件として、資料1-1から資料1-5

報告案件としまして、資料2-1から資料2-6がございます。

なお、資料1-4、資料1-5及び資料2-6につきましては、本日配付した資料となっております。

不足などございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただ今から「第23回青森県環境審議会」を開催いたします。

開会にあたりまして、林環境生活部長から挨拶申し上げます。

（林環境生活部長）

県の環境生活部の林でございます。

委員の皆様方には、大変皆様お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、常日頃から環境行政をはじめとして、県政各般に渡りまして格別の御協力と御理解をいただいておりますこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

県におきましては、本県が目指す姿といたしまして、「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」を目標として掲げ、第4次青森県環境計画に基づき県民の皆様とともに各種の施策を積極的に展開してきたところでございます。

この第4次環境計画でございますが、今年度で計画期間が終了となります。このため、現在、次の新たな計画の策定に向けまして、関係各位の御協力をいただきながら鋭意検討を進めているところでございます。

次期環境計画案につきましては、今年度中の次回環境審議会におきまして、皆様に御審議をいただいた上で策定することとしておりますので、委員の皆様には御協力をよろしく

お願い申し上げます。

今日の審議会でございますが、1つといたしまして、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定の案、この諮問案件につきまして御審議をいただいた後、浅虫夏泊県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更の素案につきまして御報告をさせていただきたいと考えております。

何卒、委員の皆様には忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例に基づきまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。

本日は、全委員数33名中、29名の委員の出席をいただいておりますので会議が成立しておりますので、御報告申し上げます。

なお、出席者につきましては、お手元に配付している名簿をご覧ください。

それでは審議に入ります。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、これからの議事進行につきましては、熊谷会長にお願いします。

熊谷会長、よろしくお願いいたします。

(熊谷会長)

会長を仰せつかっている八戸工業大学の熊谷浩二でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思います。

はじめに議事録署名者を指名させていただきたいと思います。

今回の署名者は大宮委員と島口委員をご指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

次に本日の諮問案件についてですが、皆様のお手元に諮問書の写しが配付されておりますので御覧いただきたいと思います。

私のところには原本がございます。

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定（案）」について諮問されております。

それでは、諮問案件について事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局)

環境保全課長の福井でございます。よろしくお願いをいたします。

座って説明をさせていただきます。

今回、諮問させていただきます、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について御説明を申し上げます。

お手元の資料1-1が、本日諮問いたします類型指定案でございます。

類型判定の考え方などにつきましては、資料1-2の「類型指定について(説明資料)」により御説明を申し上げます。

それから、資料1-3の「類型指定対象水域の概要」に、参考資料として、類型指定のための収集データをまとめております。

また、本日、配付させていただきました資料1-4に水生生物の保全に係る水質環境基準の概要につきまして記載しておりますが、事前にお配りした資料ですと、少々説明不足のところがございますので、恐れ入りますが、本日は資料1-4から御説明をさせていただきます。

それではまず、資料1-4をご覧ください。

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、まず概要を御説明いたします。

1の(1)のところ、公共用水域の水質については、人の健康を保護し、また生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められております。

(2)ですが、水質汚濁に係る環境基準には、中ほどの表にありますように、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準がございます。

表をご覧くださいますと、まず、左側、区分の欄の一番上、人の健康の保護に関する環境基準につきましては、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、カドミウムなど27項目につきまして、国全体で一律の基準が設定されております。

それから中段の部分ですが、生活環境の保全に関する環境基準につきましては、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、BOD等、9項目につきまして水域類型ごとに基準値が設定されており、国または県が利用目的等によりまして、その水域にあてはまる類型指定を行っております。

そして、表の一番下のところ、太い四角の線で囲った部分が、生活環境の保全に関する環境基準の一部として、今回、新たに類型指定を行う水生生物保全環境基準であります。

1の(4)のところ御説明申し上げます。

平成15年、国は化学物質による水生生物への影響を防止する観点から、全亜鉛を項目とする水生生物の保全に係る水質環境基準を新たに設けまして、生活環境の保全に関する環境基準の一部として位置付けたものです。

その後、平成24年にノニルフェノールを、それから平成25年に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)を追加いたしました。

そして（５）ですが、水生生物保全環境基準は水生生物の生息状況等に応じて設けられた水域類型ごとに基準値が設定されております。

そして本日は、２１河川につきまして類型指定をお諮りするものでございます。

最後、（６）ですが、類型指定後は、県などが当該水域の水質の常時監視を行いまして、公共用水域の水生生物の保全を図っていくものでございます。

下の方、続きまして資料下段、２のところですが、本県における類型指定の全体スケジュールでございます。

既存のＢＯＤ等の生活環境の保全に関する環境基準の類型指定がなされております４２河川及び４湖沼につきまして、平成２７年度から平成２９年度の３か年で水生生物保全環境基準の類型指定を行うこととしております。

一番下のところに記載してありますように、平成２７年度は、新井田川河口水域など２１河川、それから２８年度は、２７年度に指定した河川以外の２１河川と３湖沼、それから、２９年度につきましては、岩手県との県際水域であります世増ダムについて、岩手県との調整の結果、平成２９年度に類型指定を行うこととなったものでございます。

資料１－４の説明は以上でございます。

続きまして、資料１－１をご覧くださいと思います。

資料１－１、１ページ目をお開きください。

本資料が、本日諮問いたします類型指定の案となります。

１の類型指定の趣旨につきましては、ただ今、１－４で御説明した内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

２の類型指定案でございますが、今年度は、表に記載してありますとおり、４２河川のうち新井田川河口水域や岩木川水域など、計２１河川の類型指定を行うこととしております。

類型指定の案ですが、この表の下から６番目、吾妻川を生物特Ａとし、その他の２０河川を生物Ａと定めたいと考えております。

本日の審議会におきまして答申をいただきまして、その後、１１月を目途に類型指定の告示を行いたいと考えております。

それでは、類型指定の考え方につきまして、資料１－２により御説明をいたします。

資料１－２の１ページ目をお開きください。

１の水生生物の保全に係る水質環境基準のこの本文につきましては、説明が重複いたしますので割愛をさせていただきます。

資料下の方、表の２をご覧ください。

水生生物保全環境基準の水域類型と基準値を記載しております。

基準値は、水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型ごとに設定されておまして、河川及び湖沼につきましては、生物Ａ、生物特Ａ、生物Ｂ、生物特Ｂの４つに分類されております。

生物Aは、イワナ、サケマス等、比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域。

生物特Aは、生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場又は幼稚仔の生育場として、特に保全が必要な水域。

生物Bは、コイ、フナなど、比較的高温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域。

生物特Bは、生物Bの水域のうち、水生生物の産卵場または幼稚仔の生育場として、特に保全が必要な水域として分類されておりました。この表の右側にありますように、全亜鉛、ノニルフェノール、LASについて、それぞれ基準値が定められております。

2ページ目をお願いいたします。

2として、水生生物保全環境基準に係る類型指定にあたっての基本的な事項ですが、まず(1)、類型指定のために必要な情報の把握につきましては、環境省通知に基づきまして、表3のとおり情報を収集し、整理をいたしました。

まず表の中、①水質の状況では、一般項目としてpHやBODなど、それから水生生物保全環境基準項目としては全亜鉛など、それから排出源の有無。水質につきましては、これらの項目につきまして整理をいたしました。

それから、②水温の状況。

それから、③として河川構造等の状況。

それから、④魚介類に関する情報としては、魚介類の生育状況など。

それから、⑤産卵場及び幼稚仔生息場に関する情報としては、水産資源保護法に基づく保護水面等の設定状況など、これら①から⑤につきまして情報を収集し、整理をいたしました。

これらの情報のうち、④の魚介類に関する情報につきましては、3ページの表4に記載しておりますとおり、アマゴなど比較的低温域を好む水生生物「冷水性の魚介類」と、それからウグイなど比較的高温域を好む水生生物「温水性の魚介類」に分けて整理をいたしました。

次に3ページの中ほどですが、(2)水生生物保全環境基準に係る類型の判定の考え方についてでございます。

類型指定案の検討は、国指定河川を対象とした中央環境審議会における検討方法に準拠いたしまして、表3の情報を基に図1の流れに従って行いました。

3ページ下の方、図1にありますように、まず、ア、水生生物の生息状況の適応性について、冷水性か温水性かを検討し、次にイ、特別域の設定を検討し、次にウ、達成期間の設定を行いました。

このア、イ、ウの詳しい考え方につきましては、次の4ページをご覧ください。

4ページの上の方、まずアですけども、水生生物の生息状況の適応性、冷水性か温水性かにつきましては、表4を参考といたしまして、冷水性か温水性かについて検討いたしま

して、生物Aと生物Bに分類をいたしました。

水温につきましては、中央環境審議会において冷水性と温水性の区分けの目安として示されました年間の平均水温15℃程度、これを参考といたしました。

なお、冬期間の水温測定が行われていないなど、年間を通じての水温測定が行われていない水域につきましては、近隣の測定地点の平均水温などを考慮いたしまして、年間の平均水温について判断をいたしました。

次にイの特別域、生物特Aまたは生物特Bの設定につきましては、環境省が示しました特別域の指定の考え方に基きまして、水産資源保護法に基づく保護水面が設定されている地域などの情報を基に検討いたしました。

最後にウの達成期間については、表5に判断基準をお示ししておりますが、まず、ア、過去の測定値が環境基準値を概ね下回っている場合には、直ちに達成といたしました。

それから、イ、ウのように水質汚濁が著しい場合などは、期間を定めて水質の改善を図ることとなります。

次に4ページ下段の3、類型指定対象河川については、先ほど、1-1で今年度指定を行う21河川をお示したところですが、5ページと6ページにこれらの河川とその測定地点の地図をお示しております。

続きまして7ページをお開きください。

ここからは、類型指定について検討した内容を河川ごとに記載をしております。かいつまんで御説明をいたします。

4-1は新井田川でございます。

まず(1)水生生物の生育状況の適応性、冷水性か温水性かについてですが、新井田川では、全域で冷水性の魚介類、イwana、サケ、ヤマメなど、それから温水性の魚介類、ウナギ、ウグイ、コイなど、この両方が確認されております。

水温につきましては、年間の平均水温は15℃以下であると考えられます。と、いたしました。

ここで「考えられる」と記載いたしましたのは、新井田川では年間を通じて水温測定が行われていないため、近隣の測定地点の水温などを参考として、年間の平均水温を推測しております。

その考え方につきましては、資料1-3に飛んでいただきまして御説明をいたします。

恐れ入りますが、資料1-3の1ページ目をお開きください。

資料1-3、この資料では、類型指定のために収集整理いたしました情報を記載しております。

1ページ目が新井田川の情報でございます。

この表の右側に水温データがありますが、水温の平均値が15.8℃から15.9℃となっております。ただし、水温の測定月は新井田川の場合、5月、7月、9月、11月となっております。

この表の下の方、水温についての注釈、細かい文字で大変恐縮ですが、一番下の※3のところをご覧ください。

新井田川における平成21年度から25年度、5か年の平均水温は、15.8℃から15.9℃と、15℃を超えておりますが、この値は冬期の水温を含まない平均値であり、年間の平均水温を適切に表してはおりません。近隣の八戸観測所の平均気温5か年の平均10.5℃や、近隣の馬淵川大橋の平均水温、馬淵川大橋では、ここでは毎月測定をしており、5か年の平均が11.2℃となっております。これを考慮いたしますと、新井田川の各地点の年間の平均水温は15℃以下であると考えられるというふうに整理をいたしました。

なお、この年間の平均水温の考え方につきましては、委員からご質問をいただいておりますので、後ほど、改めて詳しく御説明をさせていただきます。

それでは資料1-2、7ページにお戻りください。

資料1-2、7ページの4-1、新井田川のところでございます。

このページの4-1の(1)ですけれども、新井田川全域で冷水性の魚介類と温水性の魚介類の両方が確認されていること。

また、年間の平均水温が15℃以下であると考えられることを考慮いたしまして、新井田川全域を冷水性の魚介類が生息する水域として区分をいたしました。

それから、(2)特別域についてでございます。

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されておらず、これと同等以上に保護が図られている情報もないことから、特別域については設定しないことといたしました。

(1)と(2)を踏まえまして、(3)の水域類型の指定につきましては、新井田川については、全域を生物Aとすることが適当と考えられます。

また、新井田川における全亜鉛、ノニルフェノール、LASの水質はいずれも生物Aの環境基準を満たしていることから、達成期間は「直ちに達成」とすることが適当と考えられます。

環境基準点は、BOD等の生活環境項目の環境基準点であります、長館橋及び塩入橋としたいと考えます。

新井田川に関する説明は以上でございます。

4-2、馬淵川以降の各河川につきましては、同じ考え方で検討を行っておりますので、ここでの説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

ただし、4-16、吾妻川のみ類型を生物特Aとしておりますので、このことについて御説明をいたします。

14ページ、4-16、吾妻川のところをご覧ください。

14ページ、4-16、吾妻川ですけれども、(2)の特別域について。

吾妻川は、水産資源保護法に基づく保護水面がサケ及びサクラマスを保護対象として河口から東股沢合流点までの吾妻川及び東股沢の区域に設定されております。

また、当該保護区域において、サケ及びサクラマスの生息が確認されております。

このことから、吾妻川は、特別域として設定することとし、(3)の水域類型の指定につきましては、吾妻川全域を河川の生物特Aとしたいと考えております。

資料1-2についての説明は以上でございます。

次に事前に4名の委員の方から御意見、御質問をいただいておりますので、資料1-5によりまして説明の方は、水・大気環境グループ、野澤マネージャーから御説明を申し上げます。

(事務局)

水・大気環境グループの野澤と申します。

それでは、資料1-5で説明いたします。

委員の皆様からの御質問と回答についてでございます。

まず、No.1、資料1-1のページ1につきまして、溝江委員から御質問がありました。

御質問の内容ですけれども、青森県環境白書によると、県は県内63河川で生活環境の保全に関する環境基準について調査しているが、その中で、今回、類型指定を行う河川21を選定した理由は何か。

また、順次、主要な水域について類型指定を行うとしているが、およそ何年計画で行う予定か。との御質問がありました。

また、No.2としまして、資料1-2のページ4につきまして、佐藤久美子委員から御質問がありました。

その内容ですが、今回の類型指定対象河川となるのが、平成27年度には県内42河川のうちの21河川であるが、残り21河川は既に指定されているのか。

もし、指定がまだであれば、その指定予定の時期と、先に今回の21河川が指定対象として選ばれた理由を説明してほしい。との御質問がありました。

両委員からの御質問内容としまして、大きく2点ございます。

1点目は、類型指定の全体スケジュールについて。

もう1点目は、今回の21河川の選定理由についてでございます。

(1)としまして、全体スケジュールについての回答になりますが、水生生物保全環境基準の類型指定を行う水域の選定につきましては、環境省の通知「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」がございまして、この中で類型指定を効率的に進める等の観点から、既存のBOD等の生活環境の保全に関する環境基準の類型指定における水域区分を最大限活用することとされておりますので、このことを踏まえまして、公共用水域の水質の常時監視を行っている水域のうち、当該環境基準の類型指定がなされている42河川及び4湖沼を選定したものでございます。

これらにつきまして、平成27年度から29年度の3か年で水生生物保全環境基準の類型指定を行うこととしています。

(2)としまして、21河川の選定理由についての回答ですが、国の処理基準によりま

すと、水生生物保全環境基準項目による水質汚濁が著しく進行しているか、又は進行する恐れがある水域を優先することとされておりますが、本県では、特にそのような水域は確認されていませんので、「なお」以下の回答になります。

なお、これらの河川等に特に優先順位はありませんが、平成27年度は42河川のうちBOD等の生活環境の保全に関する環境基準の類型指定が行われた時期、具体的に申しますと、河川につきましては昭和46年から55年にかけて水域ごとに類型指定が行われましたが、この類型指定の早い水域順に、まず半数の21河川について指定を行うことにしたものです。

そして平成28年度は、残りの21河川及び3湖沼について指定を行うこととしたものです。

また、岩手県との県際水域ではあります世増ダムにつきましては、同県との調整の結果、平成29年度に類型指定を行うこととしたものです。

次に2ページ目です。

No.3、資料1-2のページ9、ページ12について鈴木拓也委員から御質問、御意見がありました。

岩木川鷹ノ巣橋及び虹貝川新早瀬野橋の2地点において、一時的に全亜鉛が環境基準値を超過している。これらの基準点の上流域には、旧鉱山やダム施設があるため、関係機関と連携し環境基準を継続的に達成できるように取組をしていただきたい。関係機関との連携についての御意見がありました。

回答になりますが、今回、類型指定を行う水生生物保全環境基準は、生活環境上、有用な水生生物やその生育環境等を保全する上で維持することが望ましい水準として設定されるものであります。

このため、その達成に向けまして旧鉱山の坑廃水処理管理者やダム管理者に測定結果の情報提供等をしてしながら連携して取り組んでいくこととしております。

No.4、資料1-2のページ10、資料1-3のページ9につきまして、佐藤巧委員から御質問がありました。

その内容ですけれども、山田川についての水域分類が生物Aになっているが、5か年平均水温が15℃以上が多く、魚介類の生育状況を見ても温水性の種類が多いように思われるが、生物Aに分類されるのか。岩木川各地点の平均水温を考慮しているようであるが、新小戸六ダムや田光沼中央のような貯まり水と白神山地を源流とする流路が長い岩木川の流水をあてはめて15℃以下とするのは無理がないか。との御質問がありました。

県の考え方についての回答になりますが、山田川の5か年の平均水温は、新小戸六ダムが測定月、6、8、10、12月におきまして17℃、田光沼中央が測定月、同じ測定月におきまして、16.3℃ですが、これらは冬期間の測定が含まれておらず、年間の平均水温を適切に表していないものです。

このため、近隣で年間を通じての水温測定を行っている十三湖大橋の水温や2月に測定

を行っている同じ山田川で田光沼の下流側にある車力橋の水温等を考慮し、年間の平均水温について判断しました。

ご指摘のとおり、流水と貯まり水では水温の傾向が異なると考えますが、仮に年間を通じて測定したとすれば、十三湖大橋におきます5か年の平均水温、毎月測定していますが、 12.2°C であり、そのうち6、8、10、12月のみ抽出した場合の平均値は 16.1°C でありまして、その差は 3.9°C となります。

つまり、冬場も含めて毎月測定した場合は、6、8、10、12月の測定値平均よりも 3.9°C 低くなっているということになります。

山田川におきましても、同じように考えまして、新小戸六ダム及び田光沼中央の平均水温から、この 3.9°C を減ずると 13.1°C 、 12.4°C となり、 15°C 以下となるものです。

また、車力橋におきます5か年の平均水温、測定月が5、6、8、10、12、2月になりますが、 14.3°C であり、そのうち6、8、10、12月のみ抽出した場合の平均値は 16.7°C でありまして、その差は 2.4°C となります。

つまり、5月と冬場の2月を含めて測定した場合は、6、8、10、12月の測定値平均よりも 2.4°C 低くなっているということになります。

新小戸六ダム及び田光沼中央の平均水温から、この 2.4°C を減ずると 14.6°C 、 13.9°C となり、 15°C 以下となるものでございます。

この他、田光沼及びその下流域におきまして、冷水性の魚介類が確認されていること。水は上流から下流に流れること等を考慮しまして、更に環境基準は維持することが望ましい基準として設定されるものであることに鑑みまして、水域全体をより厳しい環境基準値が適用される生物Aに区分することにしました。

以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。

皆様への事前に照会しておりました質疑等に対する回答も含めて説明いただきましたが、その他の御意見や御質問などございませんでしょうか。

事前質問を出していただいた方達、溝江委員、どうでしょうか。よろしいですか。

佐藤久美子委員も。十分ですか。

鈴木拓也委員も、特にないですか。分かりました。

佐藤委員は、どうでしょう。

(佐藤巧委員)

15°C という基準が凄く大事というのが、改めて分かりました。

生息種類よりも、温度と、水温というのが重視されるというのが分かりました。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

説明を聞いていて、冬の温度が測れないというのは、その場所に行けないとか、そういうことでしょうか。教えていただけますでしょうか。

(事務局)

通常、橋の上、主に橋の上から測定していますので、測れないということではないんですが、県の常時監視の中で、冬場は水が夏場に比べて、どちらかというと比較すると汚れは少ないということもありまして、年間を通じて4回測定するとすれば、冬場はちょっと外して測定しているという、そういう実情です。できないわけではないです。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

分かりました。

ただ、冬の温度だけ測るというのも大変なんでしょうね。

(事務局)

ここで過去5年間ということで温度を平均して検討材料にしたんですが、どうしても単年度だけみると、その年によって非常に変動がありまして、単年度だけみて、このために単年度だけみて類型指定するというのもちょっと危険なところがありまして、それでちょっと平均という考え方で考えさせていただきました。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

水温などいろんなものも条件に入ってきたということですので、今後の検討課題かもしれません。

他に何か、全体を見通しまして、この諮問案件につきまして何か御意見ございませんか。

もう1つ、質問事項で何となく分かったんですけども。3年に分けているのは、何の理由も、特にはないということですよ。受け止め方としては、後回しの方がいいからとか、そういう人為的なものは特にないという判断でよろしいですよ。

(事務局)

岩手県との調整があった部分については、ここは仕方ないとして、あとは、2か年ということ、半分に分けてやりました。その優先順位につきましては、特に優先順位はな

かったんですけども、考え方として、早くBOD等、類型指定した水域から順にやってみようということで整理しました。

(熊谷会長)

分かりました。

多分、この規定を11月に制定されて公布されても、被害といたしますか、そうしたことを受ける立場の方というのは、特に青森の場合はないと思いながら聞いていたんですが、その点はどうでしょう。

(事務局)

あくまでも、これは環境基準ということで、行政上望ましい水準を設定するわけですので、直接、これが規制基準になって発生源者に何とか命令だとか、そういったものがかかるものではないんですけれども、ただ、もし、この基準を超えた場合は原因調査をして、できるだけ排出を抑えるようにということで関係機関が、所管部署が指導することになると思います。

今現在、大きく基準を超えているところとか、継続して超えているところというのはありませんので、何か今、これで問題になるということはないと考えております。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

他には、御意見ございませんでしょうか。

他に御意見がございませんようですので、これで諮問案件についての質疑を終わらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは諮問案件の水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定案につきまして、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、当該諮問案件については、原案が適当であると認めて答申いたします。

なお、答申案の作成公布については、私、会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上をもちまして、諮問案件の審議を終了したいと思います。

続きまして、報告案件の浅虫夏泊県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更、素案ということですので、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

自然保護課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

報告案件について、座って説明をさせていただきます。

それでは、浅虫夏泊県立自然公園の公園計画の見直しについて御説明をいたします。

この公園計画の見直しにつきましては、12月に開催いたします次回の審議会にお諮りする予定でございます。今後、国の関係機関や青森市、平内町、県庁内の関係課と協議した上で、県としての原案を作成することとしております。

原案の作成にあたりまして、事前に委員の皆様の御意見を頂戴したいと考えており、現段階では素案ですが、途中経過の御報告ということで御理解をいただきたいと思ひます。

それでは、資料の説明に入ります。

まず資料2-1をご覧ください。

「自然公園制度について」でございます。

公園計画の見直しにつきましては、平成22年の3月に種差海岸階上岳県立自然公園、現在の三陸復興国立公園ですが、こちらを見直しして以来5年ほど経っておりますので、改めて自然公園制度について御説明をさせていただきたいと思ひます。

資料2-1の1、自然公園制度の概要

(1) 目的です。国及び県は優れた自然の風景地を保護し、その利用促進を図ることにより、国民・県民の保健・休養、それから教化と書いてありますが、自然教育等に資するために自然公園法又は条例によりまして自然公園を指定しております。

(2) 自然公園の種類等ですが、国立公園、国定公園、それから都道府県立自然公園の3種類がございます。

国立公園につきましては、環境大臣が公園区域を指定いたしまして、公園計画を決定しております。

また、工作物の設置など、公園の区域内で規制される行為の許認可につきましては、環境省の事務となっております。

2つ目の区分、国定公園ですが、公園区域の指定と公園計画の決定につきましては、関係都道府県知事の申し出を受けて環境大臣が行います。

一方、許認可等は、都道府県の事務となっております。

3つ目の都道府県立自然公園につきましては、公園区域の指定、公園計画の決定、そして許認可と、全て都道府県が行うこととなっております。

下の方、2の県内の自然公園一覧をご覧ください。

本県には、国立公園が2つ、国定公園が2つ、それから県立自然公園が7つ、合計で11の自然公園が指定されております。

ページをめくっていただきまして2ページに、各公園の位置をお示ししております。

非常に大雑把な地図ですが、黄色が国立公園、2つございます。それから、黄緑色が国定公園で下北半島国定公園と津軽国定公園の2つ。それから、ピンク色が県立自然公

園です。

この図は、県全体を俯瞰していただくためのものでして、実際の公園区域の図はもっと詳細なものになっております。

3ページをご覧ください。

公園計画の概要です。

(1) 公園計画の目的ですが、公園計画は、自然公園に指定された区域において、各公園の特性に応じ、風景の保護や利用増進を図るための規制と事業に関する計画を定めるものです。

(2) の公園計画の構成の図を見ていただきたいのですが、公園計画は、規制計画と事業計画からなっております。この左側の方、規制計画ですが、公園区域での工作物の設置などの行為を規制する保護規制計画と、マイカーの乗り入れ等、利用の行為を規制する利用規制計画、2つございます。

このうち、保護規制計画は、例えば、自然の景観とそぐわない工作物の設置ですとか、景観を損なうような森林の伐採や土石の採取等の行為を規制するものです。

規制に際しましては、個々の自然公園の景観や植生等の特徴に応じまして保護すべき段階に応じた地種区分を設定しております。

地種区分につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

それから、右側の事業計画です。事業計画は風景の保護や公園の利用促進のために行う事業の実施方針を定めるものです。

計画は3種類ございます。

この中で中心になりますのが、自然公園の中にある遊歩道や登山道、野営場、休憩所などの施設の位置と整備方針を定めました利用施設計画、真ん中になりますが、こちらになります。

この利用施設計画につきましても、後ほど、御説明をいたします。

4ページをご覧ください。

保護規制計画で定める地種区分の定義と、下にはイメージの図をイラストで載せております。イラストの方をご覧くださいますと、山の山頂付近は、特に厳重に景観の維持を図る必要がある地域ということで、特別保護地区に指定しております。そこから山麓に向かひまして、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、そして普通地域となっております。

特別保護地区につきましては、青森県内では十和田八幡平国立公園の奥入瀬溪流、それから津軽国定公園の岩木山の山頂などが指定されております。

なお、県立自然公園につきましては、特別保護地区を設ける規定が条例にございませんので、第1種特別地域からの指定になります。

5ページをご覧ください。

特別保護地区、特別地域、普通地域、それぞれの区分ごとに主な規制内容の表を載せて

おります。許可又は届出が必要な行為ということでございます。

上の方2つの特別保護地区と特別地域におきましては、例えば、工作物の新築・改築・増築などの行為につきましては、許可基準を満たす場合に許可をすることにしております。

また、普通地域におきましては、これらの行為につきましては、許可ではなく、事前の届け出が必要になっております。内容については、じっくりご覧いただければと思います。

6ページをご覧ください。

(5) 利用施設計画の概要でございます。

アとして、利用施設計画の意義とありますが、公園の利用を促進するために必要な施設の種類、それから位置、地区名及び整備の方針を定めるものが利用施設計画です。

個々の施設の場所や内容、それから規模などにつきましては、計画に掲載された後で具体的に検討されまして、公園事業として実施するということになります。

公園事業の種類ですが、イに公園事業の種類といたしまして、①の利用施設と②の保護施設ということでまとめております。

例えば、①利用施設ですと、道路及び橋、広場及び園地、宿舎、避難小屋、休憩所等となっております。

これらの公園事業の執行者ですが、国立公園につきましては国が、国定公園と都道府県立自然公園につきましては、都道府県が執行者となっております。

ただし、国又は都道府県以外のもの、例えば市町村ですとか、民間事業者なども国又は都道府県の認可を受けて公園事業を行うことができるということになっております。

以上のように、公園の区域の指定と併せまして、公園計画を定めることによりまして、県民や事業者の皆様に対しまして、自然公園の保護規制、あるいは利用について基本的な方針をお示しできるという仕組みになっております。

7ページをご覧ください。

公園計画の見直しについて簡単に基本的な考え方をまとめております。

公園計画の見直しにつきましては、自然公園を取り巻く自然的、社会的条件の変化に公園計画を対応させることを目的としております。

例えば、公園区域周辺の市街化、あるいは道路の整備など、自然的な条件、社会的な条件の変化に伴いまして、地種区分を見直す必要がある場合、あるいは、公園計画に盛り込まれていた施設の整備の見込みが無くなった場合など、計画と現状と合わなくなった場合に適切な公園管理を行うために見直しをするということにしております。

県立自然公園につきましては、県が区域の指定、それから公園計画の策定についての事務を行っておりますので、各公園を取り巻く環境の変化などを踏まえまして、見直しの必要性を含めて検討しております。

以上が自然公園制度の概要でございます。

続きまして、今回の見直しの内容につきまして、御説明をさせていただきます。

資料2-2と2-4の方をご覧くださいでしょうか。

今回、お願いしておりますのが、浅虫夏泊県立自然公園の公園区域と公園計画の変更と
いうことでございます。

お配りしております資料は、資料2-2の概要版と資料2-3の計画本体の素案、資料
2-4の地図と3種類になっております。

本日、資料2-3の方は説明を省略させていただきまして、資料2-2と資料2-4、
この2つを見比べていただきながら概要の方を御説明させていただきたいと思いを
ます。

まず資料2の方をご覧ください。

1、公園区域の概要でございます。

浅虫夏泊県立自然公園は、青森市の久栗坂・浅虫から、平内町の浅所にかけての陸奥湾
に突き出た夏泊半島の海岸周辺を主な区域としております。昭和28年の6月に県立自然
公園に指定されまして、昭和57年3月に公園計画を決定しております。

この区域は、1ページ下の方の写真にもございますように、湯ノ島、茂浦島、それから
大島などの島々をはじめとして、変化に富んだ海岸の風景が大きな特徴となっております。

また、この地域、近隣には、国の特別天然記念物である小湊のハクチョウ及びその渡来
地として有名な浅所海岸や国の天然記念物であるヤブツバキの自生北限地である椿山など
もよく知られております。

資料2-2、2ページの方をご覧ください。

2、見直しの理由です。

この公園は、昭和57年3月に公園計画を決定して以来、区域全体を対象とした見直し
は行っておりませんでした。この度、青森市及び平内町の方からの意見聴取や公園区域
内の現況調査を行いまして、以下の4点について見直しを行うことといたしました。

1つとして、海域の公園区域への編入。

2つ目としまして、自然公園として保護と利用を図る必要性の薄れた地域を公園区域か
ら削除すること。

3つ目として、浅虫地域の谷地山周辺から善知鳥崎（うとうまい）にかけての山並みに
ついて地種区分の変更。

そして、4つ目として、今後も整備の見込みがない公園事業の削除と必要な公園事業の
追加の4点の見直しを行いたいと考えております。

3ページをご覧ください。

では、変更の具体的な内容を御説明いたします。

まず（1）公園区域の変更です。

①としまして、特別地域周辺の海域、3,526haを公園区域の普通地域に編入した
いと考えております。これは、近年、県内各地において海岸周辺の開発が相次いでおりま
すので、そういった情勢を踏まえまして、本公園の特徴であります海岸周辺の優れた自然
を維持していくために、特別地域周辺の汀線、海岸線から1kmまでの海域を公園に編入す

るものでございます。

地図の方は、資料2-4の2ページをご覧ください。

資料2-4の2ページ、保護規制計画変更図ですが、こちらの地図の中で、夏泊半島周辺、陸奥湾の海の方に青い曲線で囲んでいる部分が今回編入する海域になります。

この海域の方から陸の方を見ていただきますと、紫色、それからピンク、それから黄緑で表示している陸地があるんですが、ここが特別地域になります。この特別地域から1kmまでの海域を青い線で囲んでおります。この1kmという距離につきましては、海域を公園区域に指定しております県内の他の自然公園、三陸復興国立公園や下北半島国立公園、津軽国立公園と同様にしたいというふうに考えております。

それでは、資料2-2の方に戻っていただきまして、4ページをご覧ください。

公園区域の変更の2つ目、②としまして、自然公園として保護と適正利用を図る必要性が失われた地域。具体的には、平内町松野木地区を公園区域から削除するというものです。場所につきましては、先ほどの資料2-4の1枚めくっていただきまして3ページをご覧ください。

3ページの青い線で囲んだ部分、2つございますが、この普通地域502haを削除することになります。松野木地区には、公園区域を指定いたしました昭和28年には温泉地が存在しておりまして、その周辺を公園区域として指定しておりました。

温泉の場所ですが、地図上の道路を挟んで2つある側の右側の青い線の中に、真ん中より少し下に地蔵石と表示されているところの北西の方に温泉地があったということです。ただ、現状では温泉地としての実態がなく、今後も予定がないということで、自然公園として県民が利用する可能性が低くなったと認められることから、公園区域から削除したいと考えております。

資料2-2に戻っていただきまして5ページになります。

資料2-2の5ページ、(2)保護規制計画の変更です。

こちらは、青森市の久栗坂・浅虫地区に谷地山といわれる地域があるんですが、谷地山の周辺から善知鳥崎にかけての海岸周辺の優れた自然を維持するというので、こちらは普通地域の一部、36haを第2種特別地域に変更するというものです。

場所につきましては、また、先ほどの資料2-4の2ページの方をご覧ください。

資料2-4の2ページ、保護規制計画変更図のずっと左側の下の赤色で塗りつぶしたところが、第2種特別地域へ変更する場所でございます。

この谷地山周辺から善知鳥崎にかけての地域ですが、ミズナラの林などの良好な広葉樹林と、アカマツ林の優れた森林環境がありまして、眺望に優れております。

ここには、青森市が遊歩道を整備しておりまして、谷地山は高さ180mほどの山なのですが、その山頂やあるいは陸奥湾展望台といったところから陸奥湾を一望することができます。

また、遊歩道を山頂に向かって歩いていきますと、四国の八十八カ所のお遍路さんに倣

って整備されました、八十八の石仏がありまして、地域の歴史・文化も探勝できる場所となっております。

このような谷地山の優れた自然環境を維持するため、現在は普通地域となっている山並みを第2種特別地域に変更したいと考えております。

次に資料2-2の6ページをご覧ください。

(3) 利用施設計画の変更です。

今後も整備される見込みがなく利用施設として位置付ける必要性が乏しくなった施設を削除するとともに、必要と認められる施設を追加するものでございます。

具体的には、アの単独施設のところで、青森市浅虫地区の野営場、それから平内町茂浦地区の園地を削除したいと考えております。

また、追加につきましては、イ、①道路のところで、県道の夏泊公園線を追加したいと考えております。

場所につきましては、資料2-4の4ページの方をご覧ください。

具体的な場所ですが、青森市浅虫地区の野営場の削除、それからその上の、平内町茂浦地区の園地の削除、こちらは、いずれも計画がないということでございます。それから、夏泊公園線ですが、上の方ですね、①と書いてある地図の中央を左側の方から夏泊半島の上の方をぐるっと囲んでいる県道でございます。こちらは、公園を利用するためには、非常に重要な施設であるということで、公園計画に追加することによりまして、公園利用の促進につなげたいと考えております。

また、資料2-2の6ページにお戻りください。

4番の地種、地域・地種別面積の内訳です。

以上の見直しによりまして、特別地域につきましては、第2種特別地域が36haの増、それから普通地域につきましては、特別地域に移行する36haと公園区域から除外する分を合わせまして538haの減ということで、陸域は合計で502haの減となります。

また、海域につきましては、3,526haの増となっております。

以上が公園計画の見直しの概要でございます。

最後に今後のスケジュールの方を御説明いたします。

資料2-5、1枚のペーパーがございますので、そちらをご覧ください。

資料2-5、今後のスケジュールでございますが、本日、皆様方から御意見を頂戴した上で、9月下旬までに修正案を整理したいと考えております。

また10月には、国等の関係機関への協議とパブリックコメント、約1か月間を実施いたしまして、11月中には、所要の修正を行って最終案として整理いたしまして、12月には環境審議会に諮問し、答申をいただきたいと考えております。

また、翌年、来年の1月下旬には、県の土地利用計画の変更手続きといたしまして、青森県国土利用審議会への諮問・答申、そして3月に国土交通省からの同意を経まして、公園の区域と公園計画の変更を決定いたしまして、3月中に告示したいと考えております。

以上で説明を終わります。

忌憚のない御意見をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

事前に当該案件に係る質疑等について照会しておりましたけども、照会の結果、公園計画の見直しについての御意見等はありませんでしたが、関連する御意見等がございましたので、事務局から説明と回答をお願いしたいと思います。

(事務局)

自然保護課自然公園グループの松尾です。

皆様のお手元にお配りしております資料2-6、A4横の資料をご覧くださいと思います。

よろしいでしょうか。

こちらの方は、今回の自然公園計画の見直しに関する直接の御意見ではございませんが、関連する御意見といたしまして、針生委員から、自然公園全般の活用と保全について、ということで御意見をいただいておりますので、それに対する回答を述べさせていただきます。

まず、自然公園の活用という点で、自然公園の区域において山岳や滝、島などがある場合、PRがなくとも十分に活用されているが、山岳や滝、島等がない自然公園の活用について、関係機関と県民が一体となり検討し、活用に結びつけていくべきではないか。という御意見をいただきました。

これに対しましては、観光地として知られております山岳や滝、島などには、一定の入込者がありますが、これら以外の場所につきましても、入込者を増やすための活用方策を検討していただきたいとの御意見と思われま。

県では、自然公園の活用を促進するため、今年度から「緑と水を守る地域力向上事業」を実施しております。今年度は、下北半島国定公園内のむつ市大畑町薬研地区におきまして、自然公園を訪れる人達が地域の自然を学び、体験するためのプログラムを実践できる自然体験コーディネーターの養成に向けたワークショップを行っております。

県といたしましては、関係機関などと連携いたしまして、この事業の取組の成果を県内の他の地域にも波及させながら、県内の自然公園の活用促進を図っていきたいと考えております。

続きまして2ページ目でございます。

こちらは、自然公園の保全という観点での御意見でございます。

特に海岸の自然公園における漂着物の多さは個人では限界の量である、広報も必要です

が、具体的には回収を毎年実施すべきではないか、という御意見でございます。

これに対しましては、県では、平成22年度から、平成24年度を除き、海外漂着物処理推進法に基づく国の財政措置を活用いたしまして、市町村が行う海岸漂着物の回収処理に対する補助事業を実施しております。

浅虫夏泊県立自然公園の公園区域内の海岸につきましては、平内町が平成22年度から県の補助事業を活用しまして、今年度も7海岸で海岸漂着物の回収処理を行っているところです。

なお、平内町に確認しましたところ、海岸漂着物は木くずなど、大型なものもあり、回収作業に時間を要することから、毎年、春に実施している環境美化活動では回収しておりませんが、夏から秋にかけて回収処理を行っているとのことでございます。

また、御意見のもう1つといたしまして、外来植物の「アメリカオニアザミ」、「ビロードモウズイカ」などは、根気よく除去する、撤去する必要があるのではないかと御意見に対しましては、外来植物の撤去につきましては、公園区域内の植生保護の観点からも重要であることから、具体的な場所等をお知らせいただければ、市町村等の協力も得ながら、速やかに撤去等の対応をしたいと考えております。

3ページ目でございます。

解説板等につきましてはの御意見です。

「浅虫夏泊県立自然公園」では、どこに設置されているのか見かけたことはないものの、自然公園の概要について判りやすい文章で示した解説板を数か所に設置する必要があるのではないかと御意見でございます。

実際に大島と夏泊崎に民間の方によります伝説を書いた手作りの看板が建てられているということですが、自然公園全体の案内や名所の説明板等につきましては、主として公園区域内の市町村が設置しているものと思われま。

県といたしましては、自然公園の位置や場所、成り立ち、特徴等につきまして、広く周知していくことが自然公園の利用促進につながることから、引き続きホームページなど、様々な媒体を活用しまして、広報の充実に努めていきたいと考えております。

また、もう1つの御意見といたしまして、先ほどの御意見とも関連するのですが、毎年、春に平内町が主催し、夏泊半島を半周する県道内の空き缶、ペットボトル等のごみを町民、企業等で回収しておりますが、海辺のごみ、漂着物ですが、それには手を出さないようにとの指示があるようであると。あまりの量に回収しても、その処理に手間、金を要するためようだが、県で協力できないものかと。

こういった御意見に対しまして、先ほど、2ページのところで御説明をさせていただきましたが、県では、国の財政措置を活用して市町村が行います海岸漂着物の回収処理の補助事業を実施しておりますが、先ほども申し上げましたが、平内町さんの方では、回収作業に非常に海岸漂着物、大きいものがあるのですから、時間がかかるということで、春に実施している美化活動ではやっておりませんが、夏から秋にかけて回収処理を行っている

ということでございます。

針生委員からの御意見に対する回答は以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

以上で報告案件の説明及び関連する御意見等の回答について御説明いただきました。その他に御意見や御質問等、お願いしたいと思えます。

まず、針生委員、どうぞ。

(針生委員)

針生でございます。

丁寧な御説明、ありがとうございました。

1つ、2つ、確認しておきたいことがございまして、夏泊半島の稲生漁港から小湊浅所海岸から野辺地町の境まで、国が小湊鳥獣保護区を指定しておりますが、ここは、海岸線から大体沖合1,200mという区域設定となっており、今回の1,000mとの整合性は環境省の方はどうとるのかな、というのが1,000mと1,200m、大して変わりませんが、この点が1つでございます。

それから、県道も整備していくということですが、こちらの方は、津軽半島と比べれば物凄く県民局の方で予算を使って、毎年、毎年、どこかしか工事をしております。あと数か所、どうしても車線が1.5車線、真ん中にラインを引くと車がぶつかっちゃうというようなところが数か所ございますが、かなりのテンポで整備されていることをお知らせしておきます。ただし1か所、椿山のあたりには、海岸沿いに松並木がずっと海岸の傍にあるんですが、その根が、道路を横断しているために、数か所、波乗りのようになっているところがございまして、冬ですけども、時々車が松の木と抱き合っていると、そういうこともございますので、あそこには何かしら「道路が波打っているよ」という表示ぐらいあってもいいんじゃないかと思っております。

それから、自然公園法と関連することですが、自然公園指導員になっている方はご存じかと思うんですが、皆さんも知っておいてもらいたいの、いろんな規制がある中で、商売行為をしてはならないという規制がないんですね。必ず、商売行為を駐車場とか、そういう場所ですしている方がございまして、私共が、それなりの指導をするんですが、規制がないため拡大解釈をしまして、不法占拠ということで、それは止めて欲しいということでございます。この点を皆さん、県の方も委員の方も知っておいて、勿論、マスコミの方も知っておいた方が良くと思います。

要するにざる法なんです。

以上でございます。

ありがとうございました。

(事務局)

今、針生委員から3点ほど御意見をいただきました。

まず、海域の指定の部分でございますが、鳥獣保護区の規定では1,200mということのようですが、私共としては、先ほども御説明させていただきましたとおり、県内の他の自然公園で指定されている距離と整合性を図るということで、同様の1,000m、1kmというような設定にさせていただいております。

また、県道の整備の点でございますが、今回自然公園計画に道路を編入したというのは、やはりそういう形にすることによって整備することが事務的に、いわゆる自然公園の許可を受けるよりもしやすくするためということもありますので、そういった情報につきましては、道路管理者の方に御意見としておつなぎしたいというふうに思っております。

あと、最後の自然公園内での御商売の行為ということですが、私共といたしましては、やはり自然公園の法令に基づくきちんとした規制をしていくということで、基本的には法律や条例に則った指導をしていくという形になろうかと思っております。

(針生委員)

商売行為はしてはならないという条例がない、どこにも。だから、自然公園指導員は悩んでいるんです。何年も。

早い話が、奥入瀬溪流で向こうから歩いている人が箸1本、持ってくるですよ。初めは、ごみ拾いしてましたから、渡されれば袋に入れていましたけども、きりたんぼ屋さんが堂々と奥入瀬溪流の真ん中でガスコンロと鍋があって、1本350円とか400円で売るのが何の違反にもならないんですよ。

結局、その場所は遊歩道なので、いわゆる不法占拠だということで、環境省は、そういう具合に警察さんと一緒になって、その人は、その年でなく、その次の年あたりに検挙されましたけども。それ以降、またどこかでやったんですけど、今はやっていません。今あるのは、城ヶ倉溪流の駐車場で焼きそば屋さんとか、コーヒー屋さんが軽トラックでおりますので、私は最後、110番して、時々パトロールしてくださいということを申し上げました。

そんなもんです。

以上です。

回答しなくてもいいです。

(事務局)

現状として、確かに商売行為そのものに対する規制はございませんが、工作物、仮設のものであっても、新築、増築、改築といったこと等、あるいは報告物の掲出、設置、広告の表示など、様々な規制の中で対応していきたいと考えておりますので、何卒、これからも御協力の方、よろしくお願いいたします。

(熊谷会長)

軽トラックのコーヒー屋さんというの、今の規制で止めさせているんですね。

(針生委員)

それは、見つければ、離れたところから電話をかけて110番しています。

(熊谷会長)

それは、針生委員だけがやっているのでしょうか。他の指導員もやってくれているのでしょうか。

(針生委員)

やりますよ。

指導員の会で会議とかがあったら必ず新任者に対して説明しますので、必ずそういうことは駄目ですよということを、私はこういう具合に具体的にやっていますよということを、いわゆる最初の委嘱の時、皆さんにレクチャーしています。

(熊谷会長)

そういう第一線の活動を支援するように、県の方でもいろいろ工夫していただければと思います。

他に何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(溝江委員)

資料2-4の2ページの保護規制計画変更図のことについて確認をしたいと思います。

夏泊半島の周囲、海岸線から1kmの海域が全て公園区域に編入だとばかり思っていたんですが、一部切れているんですね、右肩の部分のところが。これは、先ほどの説明の中で見直しの視点の1、優れた海岸風景の保護には、この場所はあたらなないということで、ここだけが編入されていない、一部切れている、その辺の理由を確認したいと思います。

(事務局)

今の右上の部分が欠けているのはどうしてか、という御質問だと思うのですが、先ほど、説明の中でお話させていただいたんですが、この緑色とか紫色とかピンク色、この特別地域の周囲1kmの海域を今回編入するということで、国の公園の方でも大体このような取扱いでやっておりますので、私共の方でも、それに準じて、そういう形での図面を作っております。

普通地域というのは、基本的に特別地域の周りを囲んで保全するというで設定する

というのが基本になりますので、今回、特別地域の周囲1 kmという形で、この図面を作っております。

(熊谷会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

海域を全て入れるということではなくて、あくまでも特別地域の周囲1 kmの海域を今回編入するという考え方で、この図面を作成したところでございます。

(熊谷会長)

よろしいでしょうか。

どうぞ。

(藤委員)

今回の公園計画の変更や、もしかして、県とは直接関係ないことだと思うのですが、小湊のハクチョウの渡来地がありまして、あそこに神社がございます。あそこにいろんな人が訪れるので駐車場がありまして、その駐車場には、もう既に設置されている看板ですけど、地権者と平内町の間でどうも上手くいっていないような、非常に、割と厳しいというか、看板がございます。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、今回、こういう形で見直しを行われるということで、それなりに県民の方々からも注目は、少なからず得るだろうと思うのですが、看板はあまり、ご覧になった方がいないと思いますけども、あその、確か、松島の護岸工事に関わる自治体と地権者とのやり取りで生じた問題だと思いますけども、あまりよろしくないだろうなというふうに思っております。

だからといって、ここで皆さんにお話して何かできるということではないと思うのですが、何か間接的に関わるのではないだろうかなどは、県民の方々もあまりその辺の細かい内容は知らずに公園の変更ということが認知されると思いますので、一応、お含みおきいただいた方がいいのかなと、あえてここで申し上げさせていただきました。

(針生委員)

その件について、よろしいでしょうか。

あの場所で、ハクチョウの餌付けをなされた方が、海岸線が砂や波で段々減っていき、自然海岸でなく、護岸をして欲しいというのが、1つの願いだったんですよ。そして、あれが、今はかなり崩れますけども、やっとできた。その段階で、神社の前の亡くなった神主さんと、いわゆる「ああでもない、こうでもない」になったわけですよ。そして、今は、亡くなったんですけども、その方が元の自然海岸にしておけばよかったと。自分の誤りに

気が付いたんですが、もうその時は遅かったんですよね。

それが、やっぱりまだ、前の神主さんの御意向を息子さんが確か継いでいるはずなので、そのままになっているんですよ。

私にも、その方から、「どうにかしてあそこに護岸したいので」と頼まれて、その頃、私は支部長ではなかったけど事務局長として野鳥の会の方でバックアップしたことがあるんです。後でまたその方から、「元に戻して欲しい」と言われたんです。元に戻して欲しいっていても、もうできてしまったものは。今、段々崩れていっていますけども、そういうことがありますて、あの傍にある橋の歩道橋も最後のところでグニャッと曲がっているわけです。

それから、あの駐車場も神社のいわゆる神様の場所なので整備がされていない。そういう経緯がありますので、ということです。

自然保護課さんには、知っている人がもう居なくなつたでしょう。

(熊谷会長)

他の御意見、何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(長利委員)

ちょっと教えて欲しいのですが。

今回の見直しそのものじゃないんですけども、こういう自然公園を見直す場合とかは、定期的に見直しするというをやっているのかということ。

それから、今回、夏泊公園線の車道を追加するというで、これに伴う予算措置については、夏泊公園線はまた別途整備計画があるかと思いますが、自然公園の見直しを県として行うということは、ここの公園の車道、園地はともかく、そういうところを積極的に優先的に道路を整備するという予算措置を伴っての話と理解していいのか、その点を教えていただきたい。

(事務局)

まず、県内の自然公園の公園計画の見直しについてですが、県内には国立公園が2つ、国定公園2つ、県立自然公園7つありまして、それぞれ公園計画を作成しています。

このうち、国が計画の主体、作成主体である国立公園と国定公園につきましては、先般、平成25年に国立公園になった三陸復興国立公園を除いては、これまで数回に渡って見直しを行っております。

また、県立自然公園につきましても、全体的に社会情勢あるいは自然的な状況の変化を踏まえまして、順次、見直しを行っており、今回、浅虫夏泊の方を見直しするということにしたということでございます。

今後も引き続き見直しを行っていきたいと思っております。

また、車道の整備といったことにつきましては、あくまでも県立自然公園の公園計画は、こういったところに大雑把に、この辺の地域にこういったものを将来的に整えていきたいというものでございますので、予算の部分で優先的にどうのこうのという裏付けがあるのではなく、それぞれの事業主体がやっていくものということで、計画を策定して、認可・許可を行っている県としては、そこを後押しするというよりは、適切な事業が実施されるというのを確認していくという立場になろうかと思えます。

(熊谷会長)

いかがでしょうか、今の答えて、よろしいですか。現状がそうだとこのことのようにございます。

今の関連で、資料の2-2と2-3で見直しの理由のところ、30年以上が経過した現在まで、公園区域全体を対象とした見直しを行っておらずというのは、何か、これ2-3にも同じ文章が書いてあるんですけど。やっぱり30年以上経ったから見直すんだという書き方とは違う意味合いがあるのでしょうか。

やはり、もう少し早くやるべきだったとか、後ろにあるのかと考えたりしていました。見直しの時期というのは、県が判断すればいいことで、早い、遅いではないのかなと思っただのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

公園全体につきまして、やはり社会的、自然的条件を状況の変化を踏まえてということ、たまたま浅虫夏泊に関しては30年、見直しされていなかったというふうに御理解いただければと思います。

文言につきましては、ちょっと整理しきれない部分はまだございますので、きっちり原案作成の段階までには整理していきたいと考えています。

(熊谷会長)

お願いいたします。

それから、これからの時代、もっともっと短い間隔で見直さなきゃいけないところが出てくるのではないかと考えていますので、是非、そのあたりの文言も今後に向けてのこともありますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

他の御意見は、ございませんでしょうか。

もう1つだけ確認がございます。

針生委員の質問の時に、立て看板、解説板をというところの答えが、市町村が設置ということで、県はこういう権限はないということですね。ホームページには載せられるけども、立て看板を作るというわけにはいかないということでよろしいでしょうか。

(事務局)

自然公園を周知するという事で、様々なやり方があると思うんですが、今現在のところは、そういうホームページ等の周知で進めていきたいと考えております。看板の方ではなくてということですね。

(熊谷会長)

立て看板を建てる権限がないという答えでしょうか。

(事務局)

いや、権限がないということではないんですが、やり方として、そういう形で進めていきたいと考えております。

(熊谷会長)

そうですか。

一住民としては、やはり行った時に立て看板があると、じっくり読んだりして、「ああ、そうなんだ」と思ったりして、また新たにということもあるかなと、少し思ったりはしましたけれど。

(針生委員)

ホームページを見ている高齢者って何人もいないですよ。

何かあれば読むんですよ。

ここは大事なことで、県の重要文化財なんだなど。

(熊谷会長)

確認をただけでした。

やはり現地にも何らかの形で、一番最初に「教化」という言葉がありましたよね。生物多様性戦略の中にも、やっぱり知ってもらおうというのが入っていますので、是非、こういうのもやれる範囲で結構ですから、コツコツと今後。今年とは言いませんので、是非、お願いしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

地元の市町村の方とも御相談しながら検討していきたいと思います。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

他に何かございませんでしょうか。

それでは、他に御意見等がないようでございますので、これで公園計画の報告案件を終わらせていただきたいと思います。

それでは、以上で本日の議事案件については全て終了といたしましたので、事務局へお返しいたします。

よろしく申し上げます。

(司会)

熊谷会長、委員の皆様ありがとうございました。

閉会にあたりまして、林環境生活部長から御挨拶申し上げます。

(林環境生活部長)

大変、皆様には熱心な御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

諮問いたしました水生生物の保全に係る環境基準の類型指定につきましては、相当ということでの答申をまとめていただきました。大変ありがとうございました。

そしてまた、本日、事前説明ということで素案を御説明させていただきました。浅虫夏泊県立自然公園の公園区域等の変更の関係につきましては、次回に向けまして本日の御意見、十分承りまして検討の上で、また次回にきちんとした形で諮問させていただきたいと考えております。

是非とも、今後とも委員の皆様からの御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。お礼とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第23回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。